（臨床工学技士学校養成所指定規則の一部改正）

第十条　臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正）

第十一条　義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（救急救命士学校養成所指定規則の一部改正）

第十二条　救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正）

第十三条　言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

附　則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第二号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十四号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

文部科学大臣　渡海紀三朗
経済産業大臣　甘利　明

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第四号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二号リ中「第二条第八項」を「第二条第十四項」に改める。

附　則

この省令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百五十二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（栄養士法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

一　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第十六条第三号

二　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第七条第一号ロ

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第六条第一号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六条の二第一項第一号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同項第八号中「第六十八条の二」を「第百四条」に改める。

第六条の九第二号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（食品衛生法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第四項第二号」に改める。

一　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第五十条第一号

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の二十二第六号

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第四条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

第三十八条第二項第三号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同項第四号中「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校」に改め、同項第五号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第四十三条第三号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改め、同条第六号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

第七十五条第三項中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第八十二条第四号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改め、同条第七号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第五条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十一条」を「第五十条」に改める。

附則第二項中「第九十八条第一項」を「附則第三条第一項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

（と畜場法施行規則及び製菓衛生師法施行規則の一部改正）

第七条　次に掲げる省令の規定中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

一　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）第四条

二　製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第七条第二号ハ(1)

（公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正）

第八条　公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第九条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第一号中「第八十三条第一項」を「第百三十四条第一項」に改め、同条第二十八号中「第七十条第一項第四号及び第二項第五号、第七十条の二第三号、第七十条の六第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八並びに第七十二条の五第五号」を「第百五十五条第一項第四号及び第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第五号」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第十条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号の二中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第百二十四条」に改める。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号及び第七条第七号中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第十二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第八十三条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第十三条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第三号、第二項第一号並びに第三項第四号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改め、同条第四項第二号及び第七項第二号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第十九条第一号及び第三号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改め、同条第六号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第二十一条第二号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

様式第一（裏面）中「第67条第2項」を「第102条第2項」に改める。

様式第五（裏面）中「第56条第2項」を「第90条第2項」に改める。

（社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則の一部改正）

第十四条　社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第七条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同条第二項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同条第三項第一号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（臨床工学技士法施行規則等の一部改正）

第十五条　次に掲げる省令の規定中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

一　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第十四条第四号

二　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第十三条第八号

三　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第十三条第三号

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第八条第一号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第四項第二号」に改める。

（理容師養成施設指定規則の一部改正）

第十七条　理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

附則第三条中「第四十七条」を「第五十七条」に改め、「（平成十年厚生省令第四号）」を削る。

（美容師養成施設指定規則の一部改正）

第十八条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

附則第三条中「第四十七条」を「第五十七条」に改め、「（平成十年厚生省令第七号）」を削る。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第十九条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第四号中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改め、同条第四項、第七項及び第九項第二号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

様式第一（裏面）中「第67条第2項」を「第102条第2項」に改める。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第二十条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正）

第二十一条　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六号中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第七十六条」を「第八十二条」に改める。

第十七条中「第五十七条第二項」を「第九十一条第二項」に、「第六十七条」を「第百二条第一項」に改める。

（社会福祉主事養成機関等指定規則の一部改正）

第二十二条　社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第十三条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十三条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第九号中「第七十一条」を「第七十二条」に、「第七十五条第一項」を「第八十一条第二項」に改める。

（薬剤師法の一部を改正する法律附則第三条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令の一部改正）

第二十四条　薬剤師法の一部を改正する法律附則第三条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第五十五条の三」を「第八十九条」に、「第五十五条第二項」を「第八十七条第二項」に改め、同項第三号中「第五十五条第二項」を「第八十七条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

○経済産業省令第七十七号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

経済産業大臣　甘利　明

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条を第四十二条とする。

第三十九条中「第二十八条」を「第三十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十八条を第四十条とする。

第三十七条中「し、最終処分積立金を積み立てた機構ごとに、それぞれについて貸借対照表勘定を設けて経理」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の最終処分積立金に係る経理は、最終処分積立金を積み立てた機構ごとに、法第十一条第一項の拠出金に係る最終処分積立金に係る経理と法第十一条の二第一項の拠出金に係る最終処分積立金に係る経理とを区分して、それぞれについて貸借対照表勘定及び正味財産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて経理するものとする。

第三十七条を第三十九条とし、第二十八条から第三十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十七条中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改め、同条を第二十九条とする。